

専門職員論～公文書館専門職員の専門性とは何か～

(財) 沖縄県文化振興会公文書管理部 公文書専門員 豊見山和美

財団法人沖縄県文化振興会の豊見山と申します。私の所属する財団は、沖縄県から公文書館業務の委託を受けておりまして、私はそこで公文書専門員として働いております。この時間は、公文書館における専門職員いわゆるアーキビストの必要性、それを裏付ける専門性というのはどこにあるのかということをお聞きしたいと思っております。

アーキビストといってもいろんな類型があります。アーキビストは公文書館という建物の中にしかないということではありません。博物館や図書館を例にとってみると、学芸員や司書の中でも、マニユスクリプト・キュレーターとして細分化される古文書や私文書などの文書資料を扱う人は、広い意味でのアーキビストとすることができます。また、博物館や図書館という組織がその運営の過程で生み出す文書を最終的に管理する人はアーキビストです。たとえばスミソニアンみたいな大きな博物館といった組織となると、組織運営のために生産する文書も膨大でありましょう。組織としてどのような意思決定をしたか、そういう組織の足跡や活動の証拠を残していくためには、その組織文書を扱うアーキビストが存在するわけです。小さな自治体では図書館などに市なり町なりの文書を保存し利用に供するセクションが設置されることもあるでしょうし、そこで仕事をする人は、現用の記録管理と連結する意味でのアーキビストといえます。自治体に限らず一般の法人でも、一定の社会性を持って継続的に活動する組織には、文書管理の役割を担い組織が生み出した文書を今後の活動の指針として利用させていくセクションと、そのスペシャリストであるアーキビストが必要になりますが、日本の場合は残念ながらあまりそういう文化が根づいているとはいえません。

今日お話するのは、そのような広いアーキビストの概念から特に限定して、

私が現在関与している分野、つまり地方公共団体である親機関の文書を、そのライフサイクルの最終段階、非現用段階で管理する者としてのアーキビストについてということにいたします。

話は近代以前、沖縄が琉球王国であったころに遡ります。琉球王国の中央政府であった首里王府の最高議決機関に「評定所^{ひょうじょうしょ}」というものがありません。この評定所は、琉球王国の行政・立法・司法三権を司り、摂政・三司官・そして表十五人と呼ばれる評議員から構成されたと言われます。王府の統治活動の中で日々発生するさまざまな問題は、まず現場担当の村役人、そしてその地方を統括する上部機関である間切役人や蔵元などといったところで対応し、さらに王府の御物奉行などの上部機関で協議し、そこで解決できなければ最高議決機関である評定所へ、という事務の流れに沿って取り扱われました。それぞれの段階を問合書^{とあいがき}と呼ばれる文書（照会文書といったところでしょうか）が行き交い、そういう意味で琉球王国は文書主義だったといえます。この問合書のストックが評定所文書として蓄積されて評定所日記と呼ばれ、首里王府の役人はこのアーカイブズを、前例を調べ問題を解決するための資料として活用したのです。近代以前の王国ではあっても、統治というものはその必然的帰結として、官僚制のピラミッド型組織と文書を必要とするものなのです。

ではこのアーカイブズ、王府の重要な業務記録であるとともに、現代の目からは最重要な歴史資料である評定所文書は、その後どうなってしまったのでしょうか。これらの文書は実は沖縄ではなくて、東京大学法学部法制史資料室やこの国立公文書館内閣文庫、東大史料編纂所であわせて221件が確認されているのみです。このように散逸し東京で保管されているのは、1879年の沖縄県設置により評定所文書が明治政府の内務省に接收されたことに理由があります。明治政府はそれを琉球・沖縄統治の参考資料にしようとしたと言われていまして、接收後に「旧琉球藩評定所書類目録」を作成しています。その目録によると、この史料群は、1623年から1879年までの257年間をカバーし総点数2074冊から成るものだったことがわかります。ところが、先に述べましたように現在確認できるのは221件、目録記載分の10分の1に過ぎない。これについて、1937年の第70回帝国議会貴族院で三上参次という人がこう言っていま

す。「琉球の貴重な書類は内務省のかなり大きな土蔵いっぱいに積まれていた。貴重なものだから東大に移管して研究できるように頼んだが、中国関係であたりさわりのあるものがあるので、対外関係を配慮して当分は公開できないといわれた」「まことに惜しいことに、あの土蔵いっぱいの琉球関係の文書は去る関東大震災で焼けてしまったのである」。まことに残念なことです。これらの文書がもし沖縄に残されていたとしても、関東大震災ではなくて沖縄戦で結局は灰燼に帰していたかもしれません。こうして現物の多くが失われた今となつては、この目録の目録情報、記述自体が資料的価値を帯び、近世琉球の全貌を知る手がかりとなっています。

この評定所文書の物語が示唆することはとても多く、そこにはアーカイブズの使命のエッセンスが詰まっているような気がします。まず、文書（アーカイブズ）の帰属とは権力と不可分一体のものであり、史料という意味でも機関という意味においても、アーカイブズというものの秘めている政治性を照らし出しています。琉球王国は支配者の変更とともにそのコアの史料の管理権を失ったのですが、自治体がみずからの組織文書をみずからの手で管理し残していくことは、民主主義の土台として基本的なことです。次にアーカイブズが公で作成されたという点での証拠的機能における優位性とそこから派生する歴史資料としての特別な重要性、さらにいわゆるデザスター・コントロール（災害や戦災からアーカイブズを守ること）の重要性も示されています。また組織としてのアーカイブズが目録を作成することの意義についても示唆を与えてくれます。つまり現物が何かの要因で失われたとしても、目録があれば最終的な保険になりうるわけです。アーキビストがアーカイブズ資料の目録を作成することの本質的な意義はそこにあるかと考えます。

さて、公文書の資料としての特別な重要性といいましたが、資料の価値を論じるにあたっては、証拠的価値と情報的価値という指標がしばしば挙げられます。公文書資料は証拠的価値という点において、たとえば特定の個人を出处とする私文書に勝る点があるでしょう。つまりさまざまな手順や意思決定のハードルを超え各段階でのチェック機能を経て記録されたという点で客観性がある。個人の日記という場合は主観性が強くなるわけですが、情報的価値という

点では公文書に残されない要素を多く含む点で勝るところもあるかもしれませんが。歴史研究者は出処がなんであれ、それらの公文書・私文書を縦横に使って、その研究者の歴史観を形成していく、his storyという意味でのhistory（この語の含むジェンダー的問題はさておき）を表していきます。資料がどのように使われるかということは別の問題として、また権力というものの行いがちな改ざんの危険という要素も十分承知しながらも、公文書資料の証拠的機能における優位性は確認しておきたいと思います。

そういう意味からすると、公文書館の機能を図書館や博物館のそれと区別する最大の、ほとんど特権的といってよいポイントは、その自治体の活動記録としての公文書を収集し管理するという点ではないかと思います。沖縄県の場合、文書編集保存規程によって保存期間を満了した文書はすべて公文書館長へ引き渡さなければならないとされています。特権と等しく、重い責任を負わされているとも言えます。

公文書館のこのような責任を全うするための理念についてですが、米英の事例を見てみましょう。まず英国国立公文書館の便覧によると「公文書Public Records とは、政府各省、裁判所、法廷及びその他公記録法Public Record Act 1958で定義あるいは列挙される非政府公共団体の記録をいう」ということで、出処限定的に公文書館が扱う文書が定義されています。公文書館が目的とするところは「公記録法により公文書の保管者として課された義務を、もっとも効率的かつ説得力ある方法で、可能な限り高度な水準で、履行することである。これらの義務は、11世紀から現在まで残存し、またあるいは将来も永久保存されるものとして選択される公文書の選別を監督・調整し、また諮問に用いるように、手当てし保護することも含む」としています。

さらに公文書館が公文書を保存することによって達成すべき目的として4点を挙げています。ひとつめに、先例（の提示）ということです。いわく「政府と裁判所は、記録を生産し、その記録の多くはのちに両者の行為と決定を公開するために求められる。館の規定は、効率的かつコスト効果のある保存方法を提供し、継続的で安全な保管を確実にするものでなくてはならない」。次に、民主的な説明責任が挙げられています。「政府の記録を一般が利用できるように

することは、政府がその行為を説明する責任を究極的に負うものであることを保障する」。つまり説明できるだけの資料を残していくということですね。3番目に歴史研究が出てきます。「館が保管する原文書の程度、継続性及び性質は、それらの文書を、歴史その他の研究目的のために、かけがえのない国家的・国際的財産とするものである」から、保管されなければならないということです。最後に文書の証拠的機能が掲げられています。「公文書を公的な管理において保全することは、文書がどのような法的手続きにおいても証拠として受け入れうるものとして格付けされることを保障する」ゆえに公文書館が文書を保管するのだとしています。

「歴史研究」と「証拠的機能」という点は、公文書資料のもっている特質を強調している、つまり公的な管理のもとに作成され保全されていること、それが資料としての価値を担保することだというふうに考えられます。ここから私が読み取るのは、公文書館で保存し公開する資料が、歴史研究にとって、また組織の説明責任を果たすものとして価値あるものになるのは、その原文書の程度、継続性、性質が、公の責任において管理されてきたものであることから派生するものだという考え方です。客観性を担保するという点で、公的な管理のあり方がその資料の価値を規定するということはある。逆にいえば、文書そのものの歴史的価値といったものを凝視するよりは、管理のあり方や手続きの適正を期すことが公文書の管理者の役割、非現用段階ではアーキビストの役割ではないかと思うのです。

さて、アメリカの場合はどうでしょうか。米国国立公文書館における公文書の定義によれば「記録とは、形態を問わず、連邦法の下、合衆国政府組織が公的引き取りの過程で作成または收受し、政府の組織、機能、政策、決定、手法、企画などの証拠としてそこに内包する情動的価値がゆえに保管する本、文書、地図、写真、デジタル、その他のドキュメンタリー資料を指す」とされています。さらに、このように定義された公文書を非現用段階において管理する米国国立公文書館の使命は「アメリカ国民、連邦職員、大統領（行政）、議会（立法）、裁判所（司法）が、重要な証拠（essential evidence）を利用（access）できるようにすること」です。その使命を果たすための戦略として、「重要な

証拠が作成され、目録化され、適切に処分計画が作られ、不要になるまできちんと管理されること」を挙げています。

アメリカがなぜこのように記録保存やアクセスの保障にこだわるのか、同僚の米国駐在員が教えてくれたところによると、アメリカは歴史が浅い国なので歴史を築こうとする意識が強い、訴訟社会なので個人や組織を守るために徹底的に証拠としての記録を残す行動様式がある、民主主義の原理が根づいていて政府がみずからの活動を記録し国民にきちんと知らせる義務があることをよく理解している、またそういった風土・政治文化の結果としてですが、法律で義務づけられているのでやらざるをえないなど、いろいろな要素がありそうです。

余談ですが、今沖縄県公文書館の展示企画で大好評なのが米軍撮影の空中写真展です。沖縄戦の遂行のために米軍が偵察機から撮影した写真を、米国国立公文書館から収集して公開しているのですが、爆撃や戦後の開発によって変貌する前のふるさとの姿をなつかしむ観覧客でにぎわっています。この空中写真はデジタル化して拡大もある程度自由ですので、家一軒まで識別することができますものもあります。沖縄の場合、戦災によって土地関係の公簿・公図類も焼失し、米軍の接収などもあって、土地がらみの訴訟・紛争はいまだに続いています。空中写真はそれを解決するための資料として用いられることもあり、そういう意味でもたいへん有用な資料です。

皮肉なことに、アメリカが記録してくれた資料によってわれわれはみずからの歴史の再構築を行うことができます。この点が、われわれの行っている米国駐在員による資料収集事業を正当化するベースではなかろうかと思えます。つまり、アメリカ政府の出先機関だった米国民政府は、沖縄県の前身である琉球政府と密接な関係を持っていますが、その文書はあくまでもアメリカ側の公文書であって、ライフサイクルにのって沖縄県公文書館へ流れてくる文書ではない。しかしそれに匹敵する性質のものであるということです。さらに強調すべきは、この貴重な資料はアメリカに適切な文書管理があつて適切に公文書館へ送られ、誰でも自由にアクセスできるようにした結果、われわれも入手することができたということでしょう。われわれも、自分たちの歴史的証拠をみずからの手で残し公開していけるような文書管理体制を確立しなければならないと

思います。

さて、ここまでアーカイブズ資料の特質とアーカイブズ独自の責務について考えてきましたので、ここからはそこで働くアーキビストの専門性とはどこにあるかということに移りましょう。

アーキビストとして仕事をしていくには幅広い知識が要求されます。公文書を扱うという局面では、行政史の知識、親機関の組織の変遷や、業務の理解、関連法規の把握といった知識が不可欠です。また、公文書館への文書の移管などを正しい手続きにのっとって行うためには、行政マンとしての振る舞い方というもの非常に大事な要素となるでしょう。公文書資料がカバーする時代について、正確な歴史的理解を持つことも当然必要です。評価・選別にいたっては、資料を見る目も大事ですが、合理的な手法、説明責任を果たせるような方法で進めていく態度が求められます。選別された文書の目録を作成するにあたっては、公文書資料の特質に着目したそれなりの方法論を身に付けていなければなりません。資料の利用促進という局面では、レファレンスサービスについて図書館学の蓄積に学ぶ所が多く、展示の手法についてはこれまた博物館学の助けを借りることも必要です。また、ITの時代ですから、資料の利用や公文書館の活動をアピールするのにインターネットの活用は避けて通れない。目録にしても、紙目録とデータベース目録とではアプローチが多少違ってきますので、その点に関することも知っていなければなりません。

ところが、こうやってアーキビストとしての業務を細分化してみると、どれもその道のエキスパートにまかせて分業することができそうな気がします。親機関からの収集については、一般行政の職員がしてもよからうし、文書の評価・選別は歴史研究者がするのが間違いないようにも思うし、目録作成も妥当なフォーマットさえあれば司書の方でやっていけるのではないかと思うわけです。

しかし、アーカイブズのミッションについてこれまで述べてきたような視点に立ち戻ると、やはり他のどのような専門職でもカバーできないような領域があるはずだと思います。国際公文書館会議（ICA）事務局長ヨアン・ヴァン・アルバダ氏が、国立公文書館創立30周年記念として行った特別講演から、少し引用してみます。

「公文書館及びアーキビストは、情報を記憶の中に保存し、また選択と保持のプロトコルが、公正かつ明確であり、かつ望ましくない影響を受けることのないよう確保するという、非常に重要な役割を持っています。そのような行動には、高い職業上の行動倫理基準が必要とされ、これらの基準は、ICAの『倫理綱領』として成文化されています」。情報を記憶として保存する、ということですが、近年アーカイブズをその発生源となった集団の記憶装置になぞらえることが増えています。アルバダ氏も同じ講演の中で、「社会にとっての公文書館は記憶が人間にとって果たすのと同じ役割を果たしている」といい、さらにこんなアナロジーを続けています。「われわれの脳は、情報を処理し、それを蓄え、そしてその情報を永久に保存するか、あるいは処分するかの選択をしています。健康な人は自分が理解し、多かれ少なかれ支配・管理する内部のプロトコルとしてこの手順を踏みます。一方、精神的なショックを受けたり、精神障害を有したりしている人は、一時的に、あるいは長期にわたって、情報を蓄え選択する過程が異なっていることがあります。それによって、例えば、健忘症もしくは記憶喪失に陥り、ついには恐怖症ないしノイローゼに至ります。個人と同様に、組織にも－それが銀行であれ、保険会社であれ、ゴルフクラブであれ、あるいは社会であっても－当てはめることができます」。

生きている人間は、意識するとしないとにかかわらず、さまざまな情報を五感あるいは第六感をもって受け取っているといます。この感覚を情報として正しく記憶化し取捨選択しなければ、個人同様に集団もまた病んだ状態、いつてみれば統合失調症のような症状を呈してしまう。それを未然に防ぐために、アーキビストやアーカイブズは、集団の生産するあるいは獲得した情報を記憶化する、つまり記録として残すことに努めるべきである、ということになりそうです。そして、このように記録となったものの中から残すべきものを残していく、この手順をできる限りフェアにかつ明確性を保ちながら進め、望ましくない影響を排除する、それがアーキビストとアーカイブズの役割であるということに、私もまた同意します。

アーカイブズがいわゆる御用アーカイブズになってしまうのは、そんなに難しいことではありません。特に、それに抵抗するアーキビストの倫理や身分の

保障がない場合、たいへんたやすいことと言ってもいいでしょう。旧社会主義国のアーカイブズは、特定の体制下で多くがそのような状態にあっただろうし、先にあげた沖縄の評定所文書にしても、それが公開されなかったのは、帝国議会での発言を信じれば「中国との関係でのさしさわり」だとされています。当時、琉球が日本と中国のどちらに帰属するかということは外交上の大問題でしたし、どうしても琉球を版図に組み入れたい明治政府としては公にすることのできない内容が含まれていたのではないかと推測します。こうして文書という意味でのアーカイブズに記録された「記憶」は、隠されてしまいました。このような操作によって、記録はひとつの事実として顕在化することができなくなる、かくてわれわれは記憶喪失あるいは健忘症に陥ってしまうのです。

このような記憶の操作という危険から記憶自体を守るには、監視機関が必要でありましょう。そこにアーキビストの存在意義があるはずだと私は思います。このような監視機能を、当の集団の論理あるいはエゴで動く内部の者が十全に果たすのは、不可能なときがあるからです。アーキビストは、文書が発生する現場と連携して動くことが必要ですが、同時に一線を画すことができなければなりません。行政という権力、官という権力の記憶を司るアーカイブズ、そこで活動するアーキビストは特に、官の論理だけで動いてはいけないときがある。この譲れぬ一線というのが、アーキビストというプロフェッションの倫理であり、その職責を特徴づけるところなのだと考えます。

再びアルバダ氏に戻りますと、「多くの国のアーキビストはまた、行政内部の不正な行為に立ち向かうという課題に直面しています。このことによって、アーキビストは政府にとって疎ましい存在となり、政府から公文書館への記録の移管が一時的に停滞することになるかもしれません」と言っています。いいことなのかそうでないのか、日本のアーカイブズはまだそれほど脅威的な存在ではないようですが、市民社会の成熟とともに、こうした地歩を築くことが求められるのではないのでしょうか。ただ、蛇足ながら付け加えますが、アーカイブズは能うる限り価値中立的でなければなりません。アーカイブズが作為的に反権力の砦として振舞うことは、御用アーカイブズになるのと同じ程度に忌むべきことです。アーカイブズやアーキビストは、歴史的記憶のよりどころと

して共有されるべき文書を、ルールに基づいて淡々と公開していただくであります。

アーキビストの専門性を考えるとき、官との対比からすれば見えてくるものが多くあるというのが、私の実感です。史料を保存し利用させるという役割をもった機関は公文書館のほかにもあるわけで、アーキビストやアーカイブズの専売特許というわけではない。保存・利用だけでは使命を言い尽くせないのではないか、われわれが、どこから、何を、どのように、何のために、ということを明らかにする必要があるのではないのでしょうか。それを明確にしない限り、アーキビストの仕事というのは、他のスペシャリストの隙間に埋もれてしまうのではないかと思うのです。

そこで、あらためてアーキビストの倫理綱領Code of Ethicsを読み返してみましよう。これは国際文書館評議会ICAの北京大会で1996年に採択されたもので、日本語訳は全史料協国際交流委員会発行のICA北京大会総会・会議資料抄録からのものです。この倫理綱領の目的は「文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするもの」であり、「あらたにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである」といっています。アーキビストとは「文書館資料の制御、整備、貯蔵、保存及び管理にかかわるあらゆる事柄に関わる者」と定義され「所蔵機関及び文書館当局は、本倫理綱領の実施を可能とすべき方針や実務を採択することが推奨される」と続けています。

倫理綱領の1は「アーキビストは、文書館資料の完全性を保護し、それにより資料が過去の証明として信頼できるものであり続けることを保障しなければならない」としています。その解説として「アーキビストの第一義的な義務とは、アーキビストが管轄し、その収蔵にかかる記録について、現状をそのままに維持管理することである」と述べています。また2で「アーキビストは文書館資料を歴史的、法的、管理運営的な観点から見て評価、選別、維持管理を行い、それにより、出所の原則、資料の原秩序の保存と証拠を残さなければならない」といいます。

公文書館資料が過去の証明として信頼できるものであり続けることを保障するのがアーカイブズの使命である。ここでも記憶のたとえでいいますと、誤った記憶に基づいて何らかの判断をしようとする、その意思決定自体も誤謬に至りがちである。ですから、文書という形で記録された記憶が年月による忘却や脱落・勘違いなどの起こらないことを保障する、それも記憶が断片的にではなくもとの文脈の中で保たれるよう、アーキビストは努めるべきだと理解します。

たとえば公文書整理の大原則とされている出処の原則、資料の現秩序の維持ということも、アーカイブズの使命とは何かということから説明されなければなりません。というのは、この出処に基づく組織分類というのは一般利用者からするとあまり評判が芳しくなく、「なぜ主題分類をしないのか、こんな使いにくい整理方法があるか」とお叱りを受けたこともあります。しかし主題分類というのは図書整理に向いている手法です。公文書館としてはどの組織がどのような文書を生産し保管し公文書館へ引き継いだか、そして公文書館がその有機的な関連と現状を保って目録を作成し公開することが重要なので、主題をキーに文書群の構造を再編する方法は優先されないと説明してご理解を得よう努めていますが、公文書館学という領域があってそこから原理原則が派生する、そういうこと自体をわかっていただくのはなかなか難しいものです。

原理原則からいうと、主題を主たるキーとして分類することはできない。それをふまえて検索しやすいようにするには、キーワードや資料の解説といった目録情報を充実することが求められます。その意味でいうと、コンピューターを使ったデータベースカタログはありがたく有用なものです。出処を考えなくとも、文字列検索だけである程度求める資料に到達できるよう、目録作成を進める必要があります。

出処原則についてはこんな例もあります。沖縄県公文書館の最大の資料群に琉球政府文書16万点がありますが、これは日本復帰とともに新たに発足した沖縄県の前身機関である琉球政府の文書です。琉球政府の行政府では復帰に先立つ2年ほど前から行政府内の文書を廃棄せずに沖縄県へ引き継ぐ方針を決め、その大量の文書をどうするかということが公文書館設置への長い道のりの

発端となりました。そういう事情で文書群のカバーする年代も琉球政府終盤に偏っているなど、綿密な記録管理の結果残された文書というわけにはいかず、琉球政府の上位機関だったアメリカの米国民政府の文書ほど体系性を持って残されているとはいえません。

公文書館ができてからは、琉球政府の職員だった方から自分が持っている公文書があるので寄贈するから琉球政府文書に足してほしいということがちらほらあります。ですが、これは出処原則からいうと、琉球政府「時代」の文書ではありますが、この方の私文書になります。いったん公の管理下から外れた文書は、文書の正統性という点からしても、他の公の手続きを経て公文書館へ送られた組織文書と同じところに振り分けるわけにはいきません。この出処情報自体が文書群の性格としての重要なポイントです。しかしこのことも、そもそもアーカイブズとは、という説明から始まるので、最後まで聞いていただくのに苦労します。

組織の歴史的証拠・記憶の保全ということから、公文書館の存在意義も、またその専門職員の行動様式（収集・選別・目録作成手法から閲覧提供の方法に至るまで）も敷衍して説明できなければなりません。綱領の3で「アーキビストは、資料が文書館で処理、保存及び利用に供される間、損なわれることがないように保護しなければならない」とし、5で「アーキビストは、みずからが文書館資料に対して施した行動を記録し、それが正当であることを証明しなければならない」としているのも、いったん公文書館に入った記録でも、それほど注意深く「保全」を心がけていかなければならないと言っているのだと思います。

こういったことは、アーキビスト及びアーカイブズの倫理として共有されるべきことのはずです。みずからの集团的・組織的記憶を守るために、どのような営みをアーカイブズはすべきか、しているか、その説明責任は、公的セクターである自治体についてはよりいっそう高いレベルで求められるでしょう。そういう視点からすると、私がここで話している分野でのアーカイブズの類縁機関は、むしろその親機関の文書管理セクションなのだという気が強くします。情報公開と公文書館はひとつながりであるという視点は、最近しきりと強調されるようになりました。アルバダ氏の講演でも「情報公開法と公文書館法はい

わば車の両輪です。欧州では、国立公文書館にその権限を付与することは、情報公開の重要性を行政府の間に浸透させるためにも重要であるという理解が一般的になっているように思われます」といっています。情報公開法が必然的に求める適切な記録管理、それがあってこそ記憶装置としてのアーカイブズはよりよく機能しうるし、公文書館が行うべき歴史的証拠の保全という使命や責任を果たすことができるでしょう。

記憶の装置のたとえに戻ると、われわれ沖縄人は戦前の失われた記憶を、その記憶を共有し残していたアメリカから、そういう意味での記憶の随行者としての他者から得て回復することがあります。一方でこんな話も消えません。那覇大空襲をはじめとする戦災で、旧沖縄県の文書はすべて焼けてしまったと言われていますが、実は米軍の攻撃に備えて貴重文書はやんばると呼ばれる沖縄本島北部の山中に隠したものの、その隠し場所を知る人もすべて戦死しありかはわからなくなったというのです。旧沖縄県の文書がどこかにあるという噂にこめられた、失われた記憶に対するこの一種の哀惜の情に、二度と自前の記憶を理不尽に失うことがあってはならないと感じます。戦災に限らず人為的な操作からも記憶を守っていくことが必要であり、この監視役としてのアーカイブズやアーキビストは、高い倫理を持って行動し社会の信頼を得ていかねばならないでしょう。

ただ制度論としては、アーカイブズが民主主義の礎石でありアーキビストがそのための高い倫理を持ち続けるには、もう少し強い権限と身分保障が必要であろうかと思いますが、このあたりで私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

本稿は平成14年度公文書館専門職員養成課程で行った講義「専門職員論」の内容抄録に加筆・修正したものです。